

社会福祉法人野々市市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野々市市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う事業が円滑に管理・運営されることを目的に、役員の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 定款第7条に定める会長に対し、報酬を支給するものとする。

2 常勤の役員には、報酬、諸手当（通勤手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当等）を支給するものとする。ただし、野々市市または本会の常勤の職員が役員を兼務する場合は、報酬を支給しないものとする。

3 報酬及び手当の額は、予算の範囲内において会長が理事会に諮りこれを定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員が業務のため出張した時は、本会の旅費支給規則により支給する。

(支給方法)

第4条 前条に規定する報酬、手当の支給方法は、本会職員の例による。

(社会保険等の加入)

第5条 常勤の役員は、本会職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬等に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。社会福祉法人野々市市社会福祉協議会役員規程（平成22年8月9日施行）は、廃止するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。